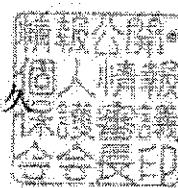


情 審 第 73 号
令和 3 年 3 月 25 日

審査請求人

岡田 実千代 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中川丈久



情報公開・個人情報保護審議会答申書（写し）について（送付）

あなたが令和元年 12 月 24 日に提起された公文書の部分公開決定に対する審査請求に係る質問について、令和 3 年 3 月 25 日付けで当審議会から兵庫県知事に対して答申しましたので、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号）第 26 条の規定により答申書の写しを別添のとおり送付します。

なお、審査請求に対する兵庫県知事の裁決は、今後この答申を受けて行われますので、念のため申し添えます。



答申第123号
令和3年3月25日

兵庫県知事 井戸 敏三様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中川丈久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和2年7月2日付け諮問第21号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

犬の引取り願及び猫の引取り願

別 紙

答 申

第1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が部分公開とした決定については、審査請求人が公開すべきとする部分を公開すべきである。

第2 質問経緯

1. 公文書の公開請求

令和元年10月1日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対し、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年11月29日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和元年12月24日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間における次に掲げる文書である。

- (1) 犬の引取り願（所有者あり）（以下「文書1」という。）
- (2) 猫の引取り願（所有者あり）（以下「文書2」という。）

5 質問

令和2年7月2日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮詢した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 審査請求書

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、文書1の鑑札番号、注射済票番号、犬の品種、犬の毛色及び犬の名前を、文書2の猫の毛色を公開するとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

犬の種類や犬又は猫の毛色、名前は個人を識別することができる情報ではない。昨年までの公文書公開請求では公開されていた。

また、鑑札番号や注射済票番号は個人を識別することができる個人情報ではない。動物愛護センターでは、飼い主から犬を引き取りする際に、所有権放棄した旨を畜犬登録している市町長へ届け出させ、原簿の削除を行っている。原簿もないうえ、問い合わせをしてきたとき、個人情報を市町は伝えない。

2 意見書及び口頭意見陳述

(1) 意見書

ア 「特定の個人を識別することができる」というためには、①当該情報単独で特定の個人を識別することができる、又は②他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる必要となる。

イ 審査請求人が公開を求めている情報は、動物愛護センターに引き取られた犬に関する情報が記載されているのみであり、元飼い主の氏名や住所等、当該情報単独で特定の個人を識別することができる内容は記載されていない。

ウ 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「予防法」という。）に基づく登録番号は、一般に公開されておらず、一般人が通常に入手できるものではない。また、実施機関が主張するように「SNS等で当該飼い主を特定するための情報を広く収集」することで特定の個人を識別することができるとしても、SNSを含むインターネット上には正しい情報や誤った情報が玉石混交で存在しているため、特定の個人を識別するまでには多大な時間や労力が必要となる。

したがって、公開を求めている情報は、他の情報と照合したとしても特定の個人を識別することができるものではない。

エ なお、審査請求人が公開された公文書から飼い主を突き止めたという事実はない。SNSで情報収集したという事実もなく、審査請求人は、飼い主がどこの誰であるか知り得ていない。

公文書から知り得たことは、引取りを求める理由の欄に記載された内容のみである。同文書には「半年前に姫路市動物管理センターから譲渡を受けた犬だが、飼い主やその家族に噛みついたり、複数回脱走したり、近所からの

苦情も有り、訓練やしつけ教室も行ったが改善はみられず危険でこれ以上飼育は困難な為新しい飼い主をさがしたが引き取り手みつからず。登録抹消済。」との記載があった。その後、姫路市動物管理センターへ問い合わせて、情報開示を求めたところ、当該犬は子犬のときに同センターに収容された後、平成28年6月から平成29年6月まで同センターで育てられた犬で、健康診断や定期的にシャンプーなど手入れもされ、去勢手術、狂犬病ワクチンも終えていることが分かった。また、性格診断譲渡判定も全ての項目に合格しており、譲渡募集された犬だったことが、開示された公文書や同センター職員からの聴き取りにより明らかとなつた。

審査請求人が、公文書から知り得たことは上記のみであり、それ以外に飼い主の個人情報は知り得ていない。

オ 以上のとおり、登録番号や犬種、名前、毛色は、特定の個人を識別することができる情報であり通常他人に知られたくないと認められるものであるという実施機関の弁明は不当であるため公開を求める。

(2) 口頭意見陳述

ア 実施機関の犬の毛色、種類、名前から個人の識別が可能になるとの主張は、基本的に個人識別にならないことは常識である。情報と人との関連は全ての情報がその可能性を有しており、それを理由に情報公開を拒否するならば、それは公文書の情報公開法を否定することであり、これを理由として文書を秘匿することは不当、違法である。

イ 実施機関の弁明書では、実施機関が公開した情報をもとに審査請求人らがSNS等で飼い主個人を特定するに至ったとしているが、公開された引取り願に記載された情報をもとに、審査請求人らが姫路市動物管理センターに問い合わせをするなどして得た情報も含めSNSに掲載しただけであって、飼い主を特定した訳ではないので、これを理由に非公開とすることは情報公開義務を怠るものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。）第35条第1項に基づき、所有者から犬又は猫の引

取りを求められた際に、願出者が記入後、犬又は猫の所在地を所管する動物愛護センター又は支所（以下「支所等」という。）に提出されたものである。

2 本件対象公文書を部分公開とする理由について

(1) 文書1

ア 鑑札番号及び予防注射済票

文書1に記載された鑑札番号は、予防法第4条第1項に基づき犬の所有者が、犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請した場合に、同条第2項に基づき市町村長から交付された犬の鑑札に記載されている、狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号。以下「予防法施行規則」という。）第5条第1項第2号口に規定されたものである。

予防法第4条第2項に規定された市町村長が作成する原簿には、予防法施行規則第4条に基づき、所有者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事業所の所在地。以下同じ。）、犬の所在地、犬の種類、犬の生年月日、犬の毛色、犬の性別、犬の名、その他犬の特徴となるべき事項、登録年月日及び登録番号を記載しなければならないとされている。

また、予防法第4条第3項の規定により、犬の所有者は犬の鑑札をその犬に着けておかなければならぬとされている。

文書1に記載された注射済票番号は、予防法第5条第1項に基づき、飼い犬に狂犬病の予防注射を受けさせた犬の所有者等に対し、同条第2項に基づき犬の所在地を管轄する市町村長が交付した注射済票に記載された番号である。注射済票番号は、予防法施行規則第4条に規定された原簿の記載事項には含まれていないが、原簿の記載事項と一体的に管理されているのが通例である。

また、注射済票は鑑札と同様に予防法第5条第3項の規定により、その犬に着けておかなければならぬとされている。

上記の鑑札及び予防注射済票は、本来的には、狂犬病予防上の目的のみを有するものであるが、現状においては巷間では「迷子札」としての役割を期待されており、それは予防法を所管する厚生労働省のホームページ、動愛法を所管する環境省作成のガイドライン、パンフレット等の記載内容からも窺い知れる。

例えば、①厚生労働省作成のホームページでは、犬の鑑札、注射済票について、『鑑札には登録番号が記載されています。もしも飼い犬が迷子になつても、装着されている鑑札から確実に飼い主の元に戻すことができます。』②環境省作成の「住宅密集地における犬猫適正飼育ガイドライン」では、「迷

子にしないために」の項目に『鑑札と注射済票には固有の番号が刻印してあり、登録された飼い主がわかるようになっています。』③環境省作成の「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」では、「所有者明示」の項目に『ペットに迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等を装着することにより、飼い主を明確にしておくこと。ペットと飼い主がはぐれた場合でも第3者が飼い主を特定できる。』④環境省作成のパンフレット「宣誓！無責任飼い主ゼロ宣言！！」では「所有者明示」の項目に『犬が迷子になって保護された場合、鑑札と注射済票に記載されている番号から登録されている飼い主が分かり、飼い主に連絡することができます。記載されているのは番号だけなので、個人情報が漏れる心配がありません。』等の記述が見られる。

つまり、鑑札と注射済票は所有者を示すものであり、迷い犬を保護した人が、犬に装着された鑑札又は注射済票に記載された市町村に連絡し、鑑札番号又は注射済票番号を伝えると、市町村から原簿に記載された犬の飼い主の住所、氏名、連絡先等の情報を得ることができる。その結果、迷い犬を保護した人からその犬の飼い主に連絡が入り、飼い主のもとへ犬を返還することができる。このように、鑑札番号及び予防注射票番号は、犬の所有者の情報であり、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第6条第1号に該当する非公開情報である。

イ 犬の種類、毛色及び名前

部分公開された文書1から、その文書を保有していた支所等を特定することは可能であり、犬の所有者の住所地は、支所等の所管区域の市町に絞られることとなる。

次に、犬の種類、毛色、名前の組み合わせにより、更に所有者が絞られ、特に、飼育頭数の少ない犬種の場合には、所有者の特定に繋がる。

よって、犬の種類、毛色及び名前は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであり、条例第6条第1号に該当する。

(2) 文書2の猫の毛色

文書2に記載された猫の毛色は、動愛法第35条第1項に基づき所有者から引き取った猫に関する毛色である。

部分公開された文書2から、その文書を保有していた支所等を特定することは可能であり、猫の所有者の住所地は、支所等の所管区域の市町に絞られることとなる。

猫の毛色については、外来種の猫など血統書が所有されていると推測されるような特定の種類の猫でのみ使用される毛色の表記が存在し（例えば、毛色「ブラウン・スポットテッド・タビー」は種類「ベンガル」など）、その表記により猫の種類が特定される。

また、毛色から種類が特定できる猫は、一般的に飼育されている日本猫に比べて飼育数が少ないと認められるものであるから、所有者の特定に繋がる。

これらのことから、猫の毛色は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであり、条例第6条第1号に該当し、非公開が妥当である。

(3) 審査請求人の主張

審査請求人は、「犬の種類や犬又は猫の毛色、名前は個人を識別することができる情報ではない。昨年までの公文書公開請求では公開されていた。」と主張している。

確かに、対象期間は異なるが、本件公開請求以前に本件公開請求と同内容の公文書公開請求に対する公開書類については、犬の種類、毛色及び名前並びに猫の毛色については公開してきた。しかし、平成30年10月1日付けの審査請求人から提出された公文書公開請求により、同年11月30日付けで部分公開決定した公文書のうち、特定の支所が公開した同年4月3日付けの所有者からの犬の引取り願に記載の情報をもとに、審査請求人らがSNS等で当該飼い主を特定するための情報を広く収集した結果、当該飼い主を突き止めた旨の発言を動物愛護センター及び各支所への電話等において度々していた。

また、別のSNS上の一例では、散歩中に自分のペットである犬の体側を蹴っている飼い主の様子が動画に収められ、それがSNSに投稿された結果、動画に写る背景を分析することにより飼い主が特定され、その飼い主に批判が集中するとともに、活動家がその犬を強制的に保護するという事例があった。

このように、SNSが一般的に広く利用されている現状においては、犬の種類、毛色及び名前並びに猫の毛色であっても、飼い主又は飼い猫の引取りを願い出た飼い主の特定に繋がると判断し、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもので、条例第6条第1号に該当する非公開情報であると判断した。

また、審査請求人は、「鑑札番号や注射済票番号は個人を識別することができる個人情報ではない。動物愛護センターでは、飼い主から犬を引き取りする際に、所有権放棄した旨を畜犬登録している市町長へ届け出させ、原簿の削除を行っている。原簿もないうえ、問い合わせをしてきたとき、個人情報を市町は伝えない。」と主張している。

動物愛護センター及び各支所では、動愛法第35条第1項に基づき所有者から犬を引き取る際には、予防法第4条第4項に基づき犬の所有者に対し、犬の所在地を管轄する市町長に犬の引取りを求めた旨を届け出るよう教示しているが、その履行については確認していない。そのため、飼い犬の引取りを求めた飼い主がその届出を怠った場合には、原簿から所有者情報が削除されることはない。厚生労働省のホームページ、環境省のガイドライン、パンフレット等から鑑札と注射済票は所有者を示すものであることは明らかであり、迷い犬を保護した人が、犬に装着された鑑札又は注射済票に記載された市町村に連絡し、鑑札番号又は注射済票番号を伝えると、市町村から原簿に記載された犬の飼い主の住所、氏名、連絡先等の情報を得ることができる。その結果、迷い犬を保護した人から犬の飼い主に連絡が入り、飼い主のもとへ犬を返還することができる。これに鑑みても、鑑札番号や注射済票番号から所有者の住所、氏名、連絡先等の個人情報を得ることは可能である。よって、これらの番号は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであり、条例第6条第1号に該当する非公開情報である。

3 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求に対し、実施機関は、本件対象公文書の一部が条例第6条第1号に該当するとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分で非公開とした部分の一部の公開を求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、本件対象公文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が公開すべきとする部分の非公開情報該当性について、以下検討する。

2 非公開情報該当性について

(1) 審査請求人が公開すべきとする部分

実施機関が非公開とした部分のうち審査請求人が公開すべきとする部分は、文書1における鑑札番号、注射済票番号、犬の品種、犬の毛色及び犬の名前の

記載部分（以下「非公開部分1」という。）及び文書2における猫の毛色の記載部分（以下「非公開部分2」という。）である。

(2) 非公開部分1の条例第6条第1号該当性

ア 鑑札番号及び注射済票番号

実施機関は、鑑札と注射済票は犬の所有者を示すものであり、迷い犬を保護した人が、犬に装着された鑑札又は注射済票に記載された市町村に連絡し、鑑札番号又は注射済票番号を伝えると、市町村から原簿に記載された犬の所有者の住所、氏名、連絡先等の情報を得ることができること等から、鑑札番号及び注射済票番号の情報は、条例第6条第1号に該当すると説明する。

しかしながら、この説明は、市町村が犬の所有者の同意を得ずに当該所有者の個人情報を他人へ提供するということが前提であり、実施機関からこの前提を裏付ける証拠も示されていないことから、是認できない。

また、鑑札番号及び注射済票番号の情報を公にしたとしても、他の公開された情報と組み合わせることにより、犬の引取り願の願出者を特定できるとは認められない。

よって、鑑札番号及び注射済票番号の情報は、条例第6条第1号には該当せず、公開すべきである。

イ 犬の種類、毛色及び名前

実施機関は、犬の種類、毛色及び名前の情報と文書1を保有する支所等の所管区域の情報を組み合わせることにより、所有者が絞られ、飼育頭数が少ない犬種の場合は、所有者の特定に繋がる旨説明するとともに、SNS等を利用することにより、所有者の特定に繋がる旨説明する。

当審議会が文書1を見分したところ、犬の種類、毛色及び名前の情報を公にしたとしても、他の公開された情報と組み合わせることにより、当該犬の引取り願の願出者を特定できるとは認められない。なお、SNS等を利用して当該願出者を特定できるとしても、公開請求により得た情報を不適正に使用するおそれがある場合等の権利濫用に当たる場合でなければ非公開とすることはできないと解される。

よって、犬の種類、毛色及び名前の情報は、条例第6条第1号には該当せず、公開すべきである。

(3) 非公開部分2の条例第6条第1号該当性

実施機関は、外来種の猫など特定の種類の猫でのみ使用される毛色の情報から、猫の種類が特定され、当該猫の種類の情報と文書2を保有する支所等の所管区域の情報を組み合わせることにより、所有者の特定に繋がる旨説明するとともに、SNS等を利用することにより、所有者の特定に繋がる旨説明する。

当審議会が文書2を見分したところ、非公開部分2に記載された猫の毛色は、実施機関が説明するような特定の種類の猫でのみ使用されるものとは言えず、これを公にすることにより、当該猫の引取り願の願出者を特定できるとは認められない。なお、SNS等を利用して当該願出者を特定できるとしても、(2)イで述べたとおり、権利濫用に当たる場合でなければ非公開とすることはできないと解される。

よって、猫の毛色の情報は、条例第6条第1号には該当せず、公開すべきである。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審議の経過

年月日	経過
令和2年7月2日	・ 詮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和2年8月7日	・ 審査請求人から同月6日付け意見書を受領
令和2年12月15日 第2部会(第84回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和3年1月26日 第2部会(第85回)	・ 審査請求人から同月25日付け意見書を受領 ・ 審査請求人の意見陳述 ・ 審議
令和3年2月10日 第2部会(第86回)	・ 審議
令和3年3月19日 第2部会(第87回)	・ 審議
令和3年3月25日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中川 丈久
委員 梅谷 順子
委員 河端 亨
委員 前田 雅子
委員 三上 喜美男